

安全設備規則

規則

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 規則 第 52 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 7 月 25 日 理事会 承認

2006 年 9 月 27 日 国土交通大臣 認可

2006 年 10 月 3 日 規則第 52 号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

4 編 航海設備

2 章 航海設備

2.3 水先人用移乗設備

2.3.3 として次の 1 条を加える。

2.3.3 水先人移乗用船側戸

水先人の移乗に用いる船側戸については外側に開かない構造としなければならない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2006 年 10 月 3 日から施行する。

2 編 検 査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 工事の検査

(9)及び(10)として次の2号を加える。

- (9) 救命設備等の関する標示を行うとき
- (10) その他、本会が必要と認めるとき

2.1.5 及び 2.1.6 として次の2条を加える。

2.1.5 船上に保持すべき図面等

-1. 製造中登録検査完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものが船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 救命設備に関する保守のための手引書又は保守計画（3 編 2.14.2）
- (2) 救命設備に関する訓練手引書（3 編 2.13.1）
- (3) 海図及び航海用刊行物（4 編 2.1.26）
- (4) 国際信号書及び国際航空海上搜索救助手引書（4 編 2.1.27）
- (5) 2.1.6 に規定する完成図

-2. 当該船舶の用途等に応じて本会が必要と認める場合、その他の図面等の備付けを要求することがある。

-3. 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、前-1.(1), (2)及び(5)に掲げる図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

2.1.6 完成図

検査申込者は、製造中登録検査の完了に際し、次に掲げる図面について完成図を作成し、本会に提出しなければならない。

- (1) 救命設備配置図

2.2 製造後の登録検査

2.2.1 一般

-3.として次の1項を加える。

-3. 製造後の登録検査完了に際しては、**2.1.5** に規定する手引書等が船舶に備えられていることを確認する。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2007年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
*高速船については、1%を3%に読み替える。